

改正案	現行
<p>(認可の申請) 第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定める書類は次に掲げる書類（投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第七号及び第九号に掲げる書類を除く。）とし、別表第一に定めるところにより作成するものとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 主要株主（法第二十七条第三項に規定する主要株主をいう。第九号及び第二十八条の二において同じ。）が 法第二十七条第二項第三号イから八まで及び第四号イから八までのいずれにも該当しない者であることを認可申請者が誓約する書面</p> <p>八〇十六 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(主要株主の届出の手續等)</p> <p>第二十八条の二 法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又</p>	<p>(認可の申請) 第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定める書類は次に掲げる書類（投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第七号及び第九号に掲げる書類を除く。）とし、別表第一に定めるところにより作成するものとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 主要株主（法第二十七条第三項に規定する主要株主をいう。第九号及び第二十八条の二第四項において同じ。）が 法第二十七条第二項第三号イから八まで及び第四号イから八までのいずれにも該当しない者であることを認可申請者が誓約する書面</p> <p>八〇十六 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(主要株主の届出の手續等)</p> <p>第二十八条の二 法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又</p>

は住所若しくは居所

二 法人である場合は、代表者の氏名

三 保有する議決権の数

2 法第二十九条の第二項に規定する総株主又は総出資者の議決権の数は、対象議決権（法第二十七条第三項に規定する対象議決権をいう。以下この条において同じ。）を保有することとなつた日の総株主又は総出資者の議決権の数とする。ただし、当該議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の有価証券報告書若しくは半期報告書（以下この項において「有価証券報告書等」という。）に記載された総株主又は総出資者の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主又は総出資者の議決権の数）とすることができる。

3 法第二十九条の第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人である場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 法人（第五項の委託を行った法人を除く。）である場合は、会社登記簿の抄本又はこれに代わる書面

4 認可投資顧問業者の主要株主となつた者は、別紙様式第十八号手により作成した対象議決権保有届出書（法第二十九条の第二項の対象議決権保有届出書をいう。以下この条において同じ。）に、当該届出書の写し一通及び同条第二項の添付書類一部を添付して、管轄財務局長等（当該者が居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二

は住所若しくは居所

二 法人である場合は、代表者の氏名

三 保有する議決権の数

2 法第二十九条の第二項に規定する総株主又は総出資者の議決権の数は、対象議決権（法第二十七条第三項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなつた日の総株主又は総出資者の議決権の数とする。ただし、当該議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の有価証券報告書若しくは半期報告書（以下この項において「有価証券報告書等」という。）に記載された総株主又は総出資者の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主又は総出資者の議決権の数）とすることができる。

3 法第二十九条の第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人である場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 法人である場合は、会社登記簿の抄本又はこれに代わる書面

4 認可投資顧問業者の主要株主となつた者は、別紙様式第十八号手により作成した法第二十九条の第二項の対象議決権保有届出書に、当該届出書の写し一通及び同条第二項に規定する書類一部を添付して、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。）である

十四年法律第二百二十八号) 第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。() である場合にはその本店又は主たる事務所の所在地(個人である場合は、その住所又は居所)を管轄する財務局長又は福岡財務支局長をいい、非居住者(同項第六号に規定する非居住者をいう。) である場合には関東財務局長をいう。以下この項において同じ。() に提出しなければならない。ただし、次項の規定により対象議決権保有届出書を提出する場合には、当該提出する者が、同項の規定により作成した対象議決権保有届出書に、その写し一通及び法律第二十九条の二第二項の添付書類一部を添付して、当該者及び当該者に委託を行った者の管轄財務局長等に、それぞれ提出するものとする。

5 認可投資顧問業者の主要株主であつて被支配会社(令第十四条の三第一項第三号に規定する被支配会社をいい、同条第四項の規定により被支配会社とみなされるものを含む。以下この条において同じ() を有する者が、当該主要株主の被支配会社であつてみなし主要株主(その被支配会社のすべてがみなし主要株主であるもの又は被支配会社を有しないものであつて、共同保有者(令第十四条の三第一項第一号に規定する共同保有者をいう。() を有しないものに限る。) であるものの委託を受けて、当該委託を行った被支配会社に係る対象議決権保有届出書を提出する場合には、一の対象議決権保有届出書に、当該委託を受けた主要株主及び当該委託を行った被支配会社に係る事項を併せて記載し、提出することができる。

6 前項に規定するみなし主要株主とは、主要株主であつて、認可投

場合はその本店又は主たる事務所の所在地(個人である場合は、その住所又は居所)を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に、非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。) である場合は関東財務局長に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

<p>9 (略)</p> <p>8 第五項の規定により提出を行う場合には、同項の委託を行う被支配会社に係る法第二十九条の二第二項に規定する法第二十七条第一項第三号及び第四号に該当しないことを誓約する書面は、第五項の規定により提出を行う者が作成するものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p>
<p>7 第五項の規定により対象議決権保有届出書を提出した場合には、同項の委託を行った被支配会社が当該対象議決権保有届出書を提出したものとみなす。</p>	<p>(新設)</p>
<p>資顧問業者の対象議決権のうち、法第二十七条第五項（第一号を除く。）の規定により保有しているとみなされる対象議決権以外のものを保有しない者をいう。</p>	